

○財務省告示第三十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年五月二十七日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
令和元年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等
利付国庫債券（二年）（第四百 回）、利付国庫債券（五年）（第 百二十九回、第三百三十回、第 百三十二回、第三百三十三回、第 百三十四回、第三百三十五回及び第 百三十六回）、利付国庫債券（十 年）（第三百八回、第三百十二 回、第三百十六回、第三百十七 回、第三百二十一回、第三百二 十二回、第三百二十三回、第三 百二十五回、第三百二十八回、第 三百二十九回、第三百三十二 回及び第三百三十三回）及び利 付国庫債券（二十年）（第四十六 回、第四十八回、第四十九回、 第五十三回、第五十四回、第五 十九回、第六十回及び第六十一 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その	

四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行	利率	経過利率
						価格		子	み

振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回り）を競う。募集した者が加算する数値をいう。次に、おいて同一札にのみ発行し、利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次に面金額で三十九億八千四百円、四十六億二千三百二十万五千円、五万五千円とする。

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。令和元年五月二十七日、令対象国債ごと、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100 + \left[ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）  
 募入決定の通知を受けた者は、払込金額を加え、払込期日に払い算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面利率の／各発行対象国債の額面利率の／  
 100 × 各発行対象国債の発行日前十号日に  
 支払期日発行日か、発行日／365  
 日規利率の算出は、

（別表）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額
（別表）	利付国庫債券 （第二回）	○・一%	令和三年五月一日	三百五十億 円
（別表）	利付国庫債券 （第五回）	○・一%	令和三年五月二十九日	七十億 円

（別表）

十四	償還期限	第十号に規定する発行日後の各
十五	償還金額	発行対象国の支払期において、次の
十六	入札の基	と、算し、各支払期において、次の
十七	準とす	う。ただし、支払期が銀行休業
十八	各発行対	日に当たるときは、その翌営業
十九	象国債の	日に支払う（償還期限に
二十	利回り支	同じ。）。償還期限に
二十一	元利金支	償還期限に
二十二	払込期日	令和元年五月二十七日

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 / 2}$$

（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十七 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十六 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十二 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 八 回 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十六 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十五 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十四 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十三 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十二 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十 回 債 券
一 ・ 一 %	一 ・ 一 %	一 ・ 二 %	一 ・ 三 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
月令 二和 十三 日年 九	月令 二和 十三 日年 六	二令 月和 二二 十年 日十	月令 二和 十二 日年 六	月令 二和 十五 日年 六	月令 二和 十五 日年 三	二令 月和 二四 十年 日十	月令 二和 十四 日年 九	月令 二和 十四 日年 六	二令 月和 二三 十年 日十
円百 九 十三 億	一 億 円	三 百 七 億 円	七 億 円	十 四 億 円	百 十 億 円	億五 百 二 十 二	八 億 円	千 五 億 円	円百 八 十 一 億

（（利 第二付 四十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第二付 四十年 六）庫 回）債 券）	（（利 第三十 回）年 百）庫 三）債 十）券	（（利 第二十 回）年 百）庫 三）債 十）券	（（利 第九十 回）年 百）庫 二）債 十）券	（（利 第八十 回）年 百）庫 二）債 十）券	（（利 第五十 回）年 百）庫 二）債 十）券	（（利 第三十 回）年 百）庫 二）債 十）券	（（利 第二十 回）年 百）庫 二）債 十）券	（（利 第一十 回）年 百）庫 二）債 十）券
二 ・ 五 %	二 ・ 二 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 九 %	○ ・ 九 %	一 ・ ○ %
日二令 月 和 二 二 十 年 一 十	月 令 二 和 二 二 二 年 日 六	月 令 二 和 十 六 日 年 三	二 令 月 和 二 五 十 年 日 十	月 令 二 和 十 五 日 年 六	月 令 二 和 十 五 日 年 三	月 令 二 和 十 四 日 年 九	月 令 二 和 十 四 日 年 六	月 令 二 和 十 四 日 年 三	月 令 二 和 十 四 日 年 三
百 十 五 億 円	六 十 億 円	三 十 八 億 円	億 三 円 百 五 十 三	二 億 円	百 十 八 億 円	三 十 二 億 円	百 二 十 億 円	九 十 億 円	五 十 三 億 円

（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ） 券	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 九）債 回 券 ）
一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %
月令 二和 十五 日年 三	二令 月和 二四 十年 日十	二令 月和 二四 十年 日十	二令 月和 二三 十年 日十	二令 月和 二三 十年 日十	月令 二和 十三 二年 日三
十 四 億 円	八 十 三 億 円	百 五 億 円	四 億 円	二 十 六 億 円	一 億 円